

●JPC 知財戦略専門部会・専門委員会委員長 藤野仁三 先生の連載をはじめました。

第一回は、韓国・サムスンと米国・Apple 社の製品デザインをめぐる裁判について。この注目の裁判に藤野先生の見解をお聞きしました。「侵害者の得た利益の総てを損害賠償額とすることの合理性は米国においては否定された」。

●光・レーザー技術の国際会議群 OPIC2017 は、今年 4 月にパシフィコ横浜の会議センターを中心に 12 の専門会議で開催予定です。既にプレナリーセッションの 3 講演が決定しています。

<http://opicon.jp/ja/>

●第 1 回『光の日』合同シンポジウムが 3 月 8 日に開催されます。

これは、学振 130 委員会が 2007 年より光速(約 $3 \times 10^8 \text{m/s}$)にちなんで 3 月 8 日を『光の日』と定めて活動してきたことを踏まえ、光関連学会が毎年この日に合同記念イベントを行うことを提案し、この度、第 1 回目シンポジウムを開催することとなりました。

<https://annex.jsap.or.jp/photonics/event-schedule/lightday-2017>

●日本照明委員会「第 38 回 JCIE セミナー」が 3 月 9 日、東京ビッグサイトで開催されます。

—CIE 規格 S 025「LED ランプ、LED 照明器具および LED モジュールの試験方法」の解説と OL

ED 光源の測光の標準化の展望—

LED ランプ、LED モジュールおよび LED 照明器具に対する再現性の高い測光および測色を行うための CIE 規格である CIE S 025/E:2015 の解説文書の出版を記念して開催されます。

<http://www.ciejapan.or.jp/?p=8675#more-8675>

●スマホを物の上にかざすとスペクトル分析でその成分(毒物の有無など)を当てるアプリがもう

すぐ完成-ドイツ:フラウンホーファー研究機構

<http://jp.techcrunch.com/2017/02/03/20170202this-app-uses-spectral-analysis-to-analyze-objects-and-their-makeup/>

●網膜に直接映像を写す技術・「QD レーザー」元富士通研究所・菅原充代表取締役

<http://ascii.jp/elem/000/001/428/1428515/>

●一般社団法人 日本光学会 光設計研究グループでは、光設計分野における技術交流・研究

活性化を目的として、「光設計賞」を実施。第 20 回光設計賞の募集を開始いたしました。

<http://www.opticsdesign.gr.jp/hikari.html>

●このほど豊田産業では、WEBサイトで「レーザー照明例」の紹介ページを公開しました。

<http://www.toyodas-coltd.com/promotion>

=====

連載:「知財の今を語る」 第一回

藤野仁三(東京理科大学専門職大学院知財戦略専攻、嘱託教授)

■「製品デザインの侵害でスマホ売上げが召し上げ？」

皆さんの会社の製品が他社の特許を侵害していると裁判所が認定した場合、侵害

に対する損害賠償の支払いを求められることになる。これは万国共通のルールであり、逃れる術はない。

しかし、侵害製品で稼いだ売り上げはすべて賠償金として支払えと命令されたらどうするか。これは会社の存亡にかかわる深刻な問題となりかねない。アップルとサムスンの間のスマートフォンをめぐる特許裁判で5年かけて争われたのがこの問題であった。

アップルは、スマートフォンに関する特許を持っており、サムスンのスマホ製品がアップルの特許を侵害するとして2011年に裁判を起こした。サムスンも受けて立ち、両社の裁判は世界10カ国で50件余に拡大した。2014年に両者間に和解が成立し、米国を除くすべての国で裁判が取り下げられた。しかし、米国ではその後も裁判が継続した。

当初、地裁は900億円強(その過半がデザイン特許3件の侵害に対してもの)の損害賠償を認定し、それではサムスンのスマホの売り上げが吹っ飛んでしまうと話題になった。

この裁判は社会的にも注目され、結局、連邦最高裁でも取り上げられた。そこでの議論の中心は、侵害者の得た利益の総てを損害賠償額とすることの合理性であった。そもそも、デザイン特許侵害で稼いだ利益は総て賠償するというルールを決めたのが連邦最高裁であった。そのルールは特許法に条文化され、地裁や控訴裁はそれに拘束されてきた。

連邦最高裁は昨年12月、この解釈の不合理性を認め、120年ぶりに自らの判例を見直す判決を下した。これでデザイン特許に関する特許法の規定が改正されることは必定となった。(デザイン特許でない)通常の特許の場合も、1990年代までは部品特許であってもそれを組み込んだ製品全体の価値を根拠に損賠賠償額が算定されることがあり、巨額の損害賠償額となる場合があった。しかし、その後、そのような算定は不合理であるとされ、最近では、部品価格をベースにした算定となっている。

=====

※お知り合いにJPC入会をご勧誘ください。PRパンフは下記に※

<https://goo.gl/68Lv1b>

以上、【JPCニュース】3号をお送りいたしました。

毎月定期的に知財関連や光産業分野のニュースをお送りいたします。

会員の皆様の投稿記事も適宜掲載いたします。

JPC事務局まで光の情報、ご意見、ご感想をお寄せください。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

特定非営利活動法人 日本フォトニクス協議会

事務局長 宇津野 操 utsuno@j-photonics.org

[TEL:03-5228-3541](tel:03-5228-3541) FAX:03-3269-2551

〒162-0814 東京都新宿区新小川町 5-5 サンケンビル 1F

www.j-photonics.org jpcinfo@j-photonics.org
